

農業分野から排出されるプラスチック をめぐる情勢

令和 7 年 2 月

農林水産省

農産局園芸作物課

プラスチック資源循環に関する動き※

- 海洋プラスチックごみ問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっており、多様な物品に使用されるプラスチックに関し、包括的な資源循環体制の強化が必要。

<プラスチック資源循環を巡る近年の動き>

2019年5月

バーゼル条約改正 決定

プラスチック資源循環戦略 策定

海洋プラスチックごみ対策アクションプラン 策定



2019年6月

大阪ブルー・オーシャン・ビジョン共有(G20)

2020年

循環経済ビジョン 2020 取りまとめ

プラスチック製レジ袋の有料化 開始

2022年4月

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 施行

2024年8月

第五次循環型社会形成推進基本計画 閣議決定

✓ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律
(2021年6月11日成立・2022年4月施行)
製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までにかかわるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組(3R+Renewable)を促進。

✓ 第五次循環型社会形成推進基本計画
(2024年8月2日閣議決定)
循環経済への移行を関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題と捉え、循環型社会形成に向けた政府全体の施策を取りまとめた国家戦略として本計画を策定。

✓ プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書(条約)(交渉中)
2022年の国連環境総会の決議に基づき、プラスチック汚染に関する条約を策定中。2024年末までに5回の政府間交渉委員会(INC)が開催され、交渉は継続中。

✓ FAO農林水産分野における持続可能なプラスチック使用に関する自主ガイドライン(VCoC)(2024年10月発表)
農林水産分野でのプラスチック使用に関する推奨事項をまとめたガイドライン。2024年10月のFAO農業委員会において、各国関係者による任意の活用を決議。

我が国全体のプラスチックの利用、排出、処理の状況

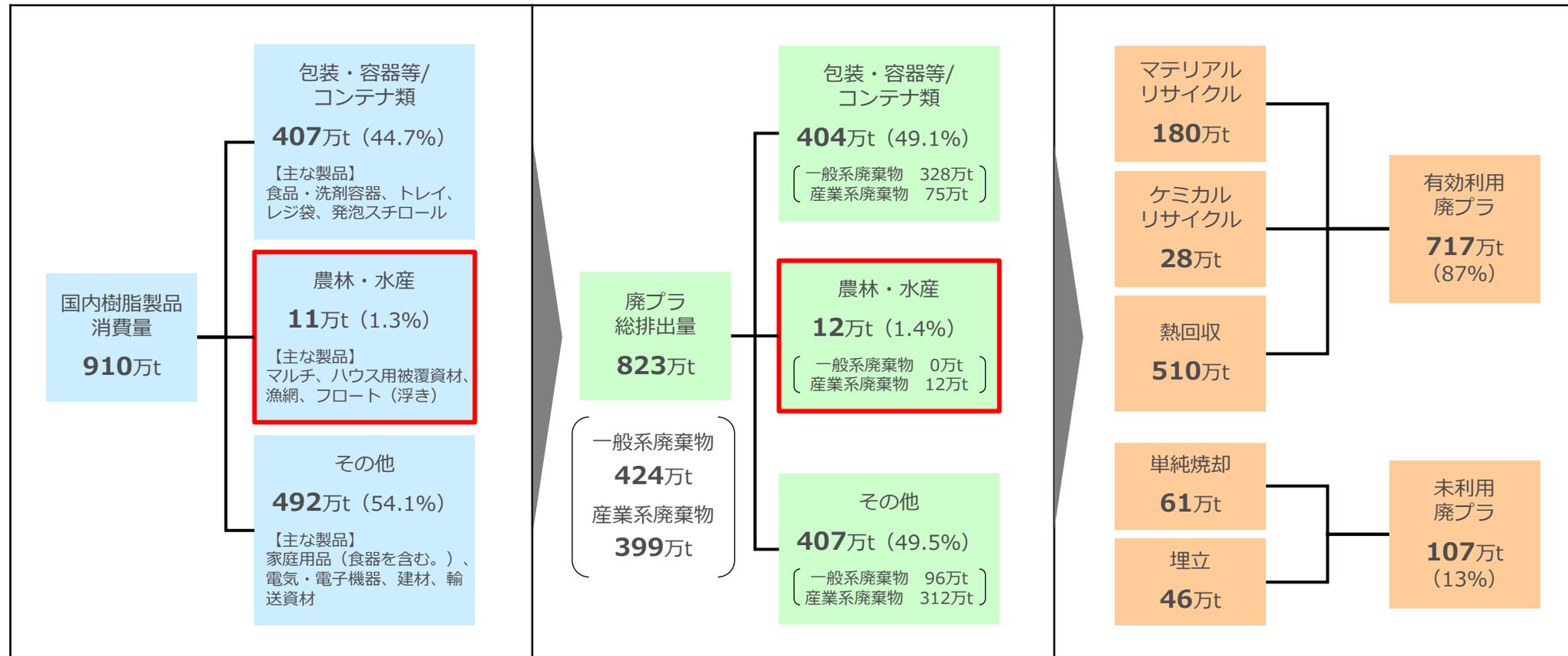
- 我が国の廃プラスチック総排出量は約823万t（2022年）であり、そのうち農林水産分野からの排出量は約12万t（1.4%）で前年と同程度。
- 有効利用された廃プラ量は717万tで前年と同程度であり、有効利用率も87%と前年と同様。

■ プラスチックのマテリアルフロー図

樹脂製造・製品加工・市場投入段階

排出段階

処理処分段階



資料：一般社団法人プラスチック循環利用協会「2022年プラスチック製品の生産・廃棄・再生資源化・処理処分の状況」を基に作成。

農畜産業分野から排出されるプラスチック類

- 農畜産業分野から排出される廃プラスチックには、農業用ハウスやトンネルの被覆資材、マルチ、苗や花のポット、牧草等のサイレージラップなどがある。

■ 農畜産業分野で使用するプラスチック製品の例



鉄骨ハウス（ポリオレフィン系・その他プラスチックフィルム）



パイプハウス（塩化ビニルフィルム・ポリオレフィン系フィルム）



トンネル（塩化ビニルフィルム・ポリオレフィン系フィルム）



マルチ（ポリオレフィン系フィルム）



べたがけ（ポリオレフィン系フィルム）



育苗トレイ（その他プラスチック）



ポット（その他プラスチック）



サイレージラップ（ポリオレフィン系フィルム）



被覆肥料（その他プラスチック）



発泡スチロール（その他プラスチック）



農薬容器（その他プラスチック）

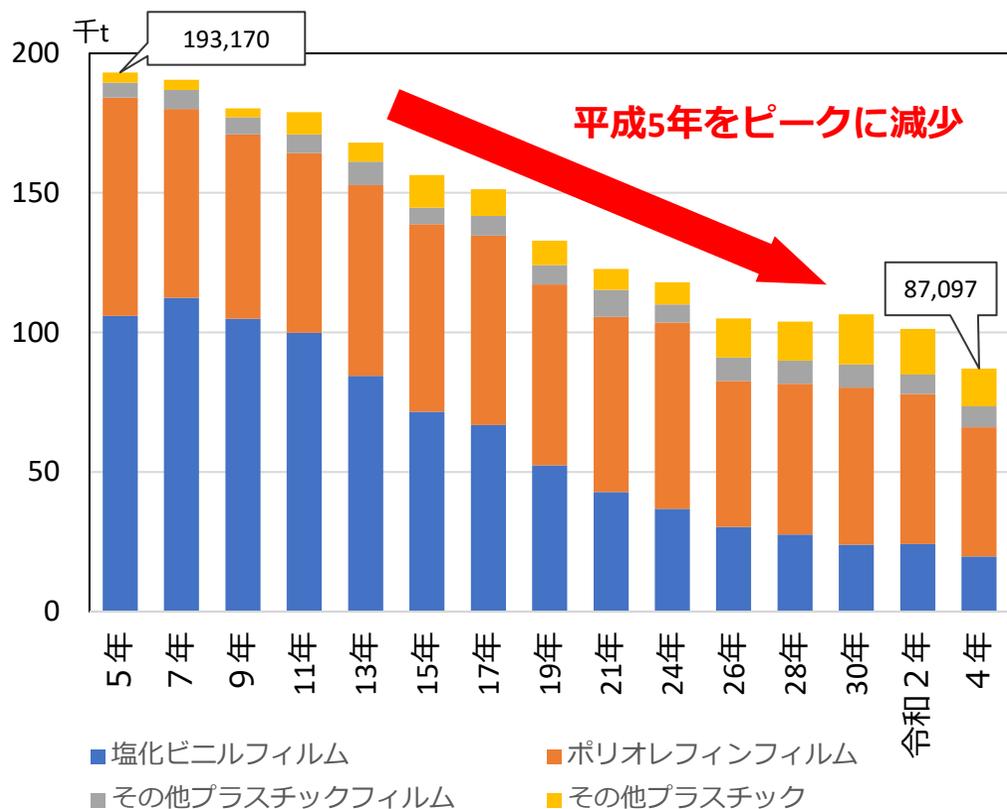


肥料袋、フレコン（その他プラスチック）

農業由来の廃プラスチックの排出及び処理の状況

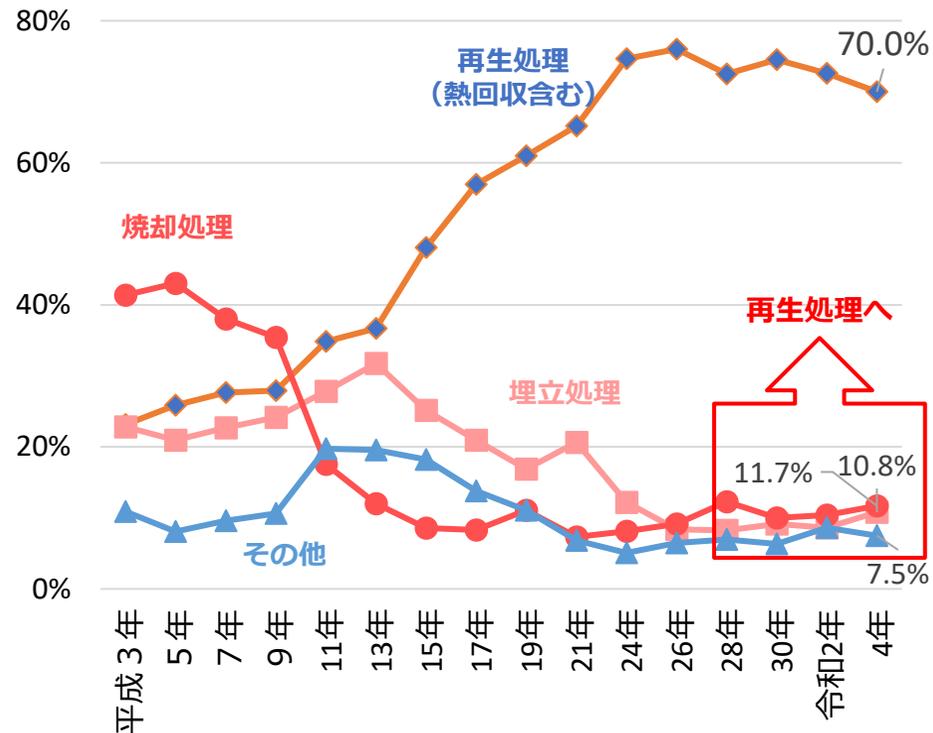
- 農業由来の廃プラスチックの量は、農業用ハウスの面積の減少や被覆資材の耐久性向上等により全体的には減少傾向にある。
- 農業由来の廃プラスチックは、産業廃棄物として適切に処理する必要（排出者の責務）、その処理方法は、平成5年には焼却が一番多かったが、令和4年の再生処理等の割合は70.0%と平成24年以降70%台で推移。

■ 農業用廃プラスチックの排出量の推移



資料：農林水産省「園芸用施設の設置等の状況」（2022年）

■ 農業由来廃プラスチックの処理方法の推移



資料：農林水産省「園芸用施設の設置等の状況」（2022年）

農業由来の廃プラスチックの再生利用

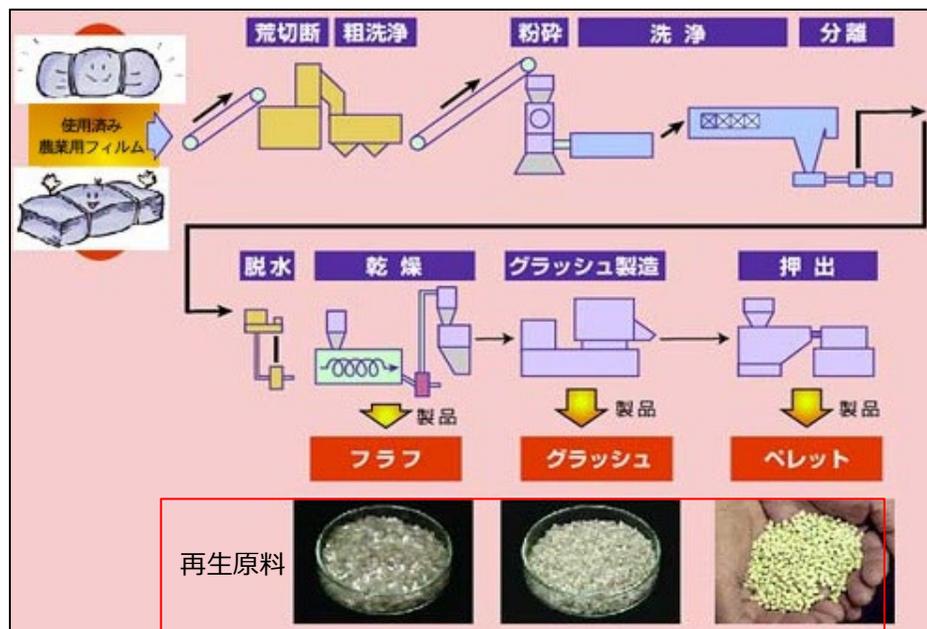
- 塩化ビニルフィルム及びポリオレフィン系フィルムとも再生処理割合（熱回収を含む）は7割を超えるが、埋立や焼却処理から再生処理への移行が課題。
- 塩化ビニルフィルムの再生処理は、床材等へのマテリアルリサイクルが中心で、ポリオレフィン系フィルムの再生処理は、熱回収が中心。（「熱回収」：廃棄物の焼却に伴い発生する熱エネルギーを回収すること。）

■ 再生処理の現状（熱回収を含む） （単位：t,%）

項目	排出量	再生処理量	再生処理割合
塩化ビニルフィルム	19,768	14,517	73.4%
ポリオレフィン系フィルム	46,217	35,580	77.0%

資料：農林水産省「園芸用施設の設置等の状況 2022年」

■ マテリアルリサイクルの主な工程



■ 再生処理の事例（熱回収を含む）

方法	内容	農ビ		ポリ
		国内	輸出	
マテリアルリサイクル	再生利用	国内	○	△
		輸出	ペレット化して○	○
ケミカルリサイクル	高炉還元材		2012年12月 JFE受け入れ中止	農業用廃プラは処理されていない
	ガス化・油化			農業用廃プラでは実施されていない
熱回収	燃料代替 セメント工場、製紙工場など 発電、RPF、RDF			○

塩化ビニルフィルム（農ビ）の事例

ほぼ100%マテリアルリサイクル。建築・土木資材、産業資材として使われてきたが、製品を作る工場の海外移転、競合品の上市などにより、国内の主用途は床材の中間層用。



床材



熱回収

ポリオレフィン系フィルム（農ポリ・農PO）の事例

単一素材で熱回収しやすいことから、熱回収が増加。一部はマテリアルリサイクルされており、パレット、擬木、建築土木資材などに利用。また、セメント工場では補助燃料として利用され、灰はセメント材料として活用。

農ビ・農ポリとも、破碎洗浄後の再生原料は国内だけでなく、輸出され、輸出先で成形・製品化されている場合がある。



固形燃料(RPF等)

資料：農ビリサイクル促進協会、株式会社岩井化成ホームページ

農業由来の廃プラスチックの課題

- 農業由来の廃プラスチックは、植物残渣など異物の混入、土等による汚れ、直射日光による劣化などにより、再生利用が困難なものも存在。また、農業者は一般に零細で、発生地域の分散、排出時期の偏りなどの課題も存在。
- 課題解決のため、新たな再生処理技術や排出量の抑制や値上げを抑制するための排出時の工夫などの取組を進める必要。

■ 再生利用が困難な農業由来の廃プラスチック

洗浄技術又は汚れたままでの再生処理技術が必要



汚れたマルチ（茶色の部分が土）

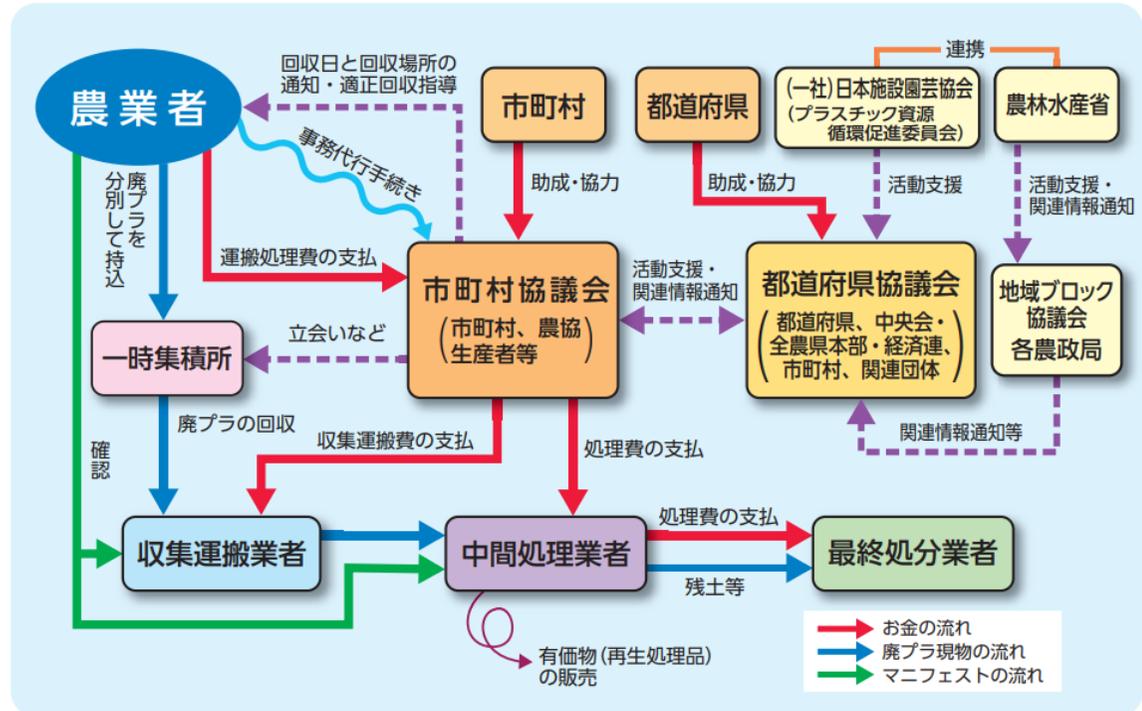
分別の徹底



異なる素材（農ビと農ポリ）が混ざっている

■ 適正処理推進のための組織

農業用廃プラ集団回収・経費徴収システム図



資料：日本施設園芸協会「〈農業用廃プラスチック〉適正処理・資源循環促進のご案内」

耐久性強化製品の使用による排出量抑制効果（試算）

- 園芸用ハウスの被覆資材について、耐久性を強化した製品に切り替えることにより、排出量を大幅に削減することが可能。
- 耐久性強化製品の価格は一般製品と比べて高いものの、単年度でみた場合の償却費は低下するほか、張り替え費用も抑制。
- 特に、5年以上の中長期展張製品では排出量の抑制効果大。

		耐久性	製品価格比較	単年度償却費比較	単年度排出量比較
農ビ	一般製品	1年使用	110	110	100 (毎年交換)
	耐久性強化製品	3年使用	140	47	33 (3年毎に交換)
農PO (ポリオレフィン系)	一般製品	1年使用	100	100	100 (毎年交換)
	耐久性強化製品 (中長期展張)	5年使用	250	50	20 (5年毎に交換)

排出量抑制効果
大

(資料) メーカーからの聞き取りを基に作成。

(注) 1 製品価格及び単年度償却費の比較は、農POの一般製品を100とした場合の指数で表している。

2 単年度排出量の比較は、耐久性が1年の製品を100とした場合の指数で表している。

みどりの食料システム戦略（概要）

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

現状と今後の課題

- 生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退
- 温暖化、大規模自然災害
- コロナを契機としたサプライチェーン混乱、内食拡大
- SDGsや環境への対応強化
- 国際ルールメイキングへの参画

「Farm to Fork戦略」(20.5)

2030年までに化学農薬の使用及びリスクを50%減、有機農業を25%に拡大

「農業イノベーションアジェンダ」(20.2)

2050年までに農業生産量40%増加と環境フットプリント半減

農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築が急務

持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進

目指す姿と取組方向

2050年までに目指す姿

- 農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現
- 低リスク農業への転換、総合的な病害虫管理体系の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発により化学農薬の使用量（リスク換算）を50%低減
- 輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減
- 耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大
- 2030年までに食品製造業の労働生産性を最低3割向上
- 2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した

輸入原材料調達の実現を目指す

- エリートツリー等を林業用苗木の9割以上に拡大
- ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現

戦略的な取組方向

2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発（技術開発目標）

2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現（社会実装目標）

※政策手法のグリーン化：2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中。

2040年までに技術開発の状況を踏まえつつ、補助事業についてカーボンニュートラルに対応することを目指す。

補助金拡充、環境負荷軽減メニューの充実とセットでクロスコンプライアンス要件を充実。

※革新的技術・生産体系の社会実装や、持続可能な取組を後押しする観点から、その時点において必要な規制を見直し。地産地消型エネルギーシステムの構築に向けて必要な規制を見直し。



ゼロエミッション
持続的発展

革新的技術・生産体系の
速やかな社会実装

革新的技術・生産体系
を順次開発

開発されつつある
技術の社会実装

取組
技術

2020年 2030年 2040年 2050年

期待される効果

経済 持続的な産業基盤の構築

- ・輸入から国内生産への転換（肥料・飼料・原料調達）
- ・国産品の評価向上による輸出拡大
- ・新技術を活かした多様な働き方、生産者のすそ野の拡大

社会 国民の豊かな食生活 地域の雇用・所得増大

- ・生産者・消費者が連携した健康的な日本型食生活
- ・地域資源を活かした地域経済循環
- ・多様な人々が共生する地域社会

環境 将来にわたり安心して 暮らせる地球環境の継承

- ・環境と調和した食料・農林水産業
- ・化石燃料からの切替によるカーボンニュートラルへの貢献
- ・化学農薬・化学肥料の抑制によるコスト低減

アジアモンスーン地域の持続的な食料システムのモデルとして打ち出し、国際ルールメイキングに参画（国連食料システムサミット（2021年9月）など）

地球温暖化対策（ゼロエミッション化）

目標

ゼロエミッション化のための排出源対策として、

- ・**園芸施設**について、**2050年までに化石燃料を使用しない施設への完全移行**。
- ・新たに販売される主要な**農業機械**について、蓄電池・燃料電池や合成燃料等のイノベーションも活用し、**2040年までに化石燃料を使用しない方式に転換**。
- ・園芸分野において、**2035年までに廃プラスチックのリサイクル率を100%に引き上げ**。
このほか、吸収源対策として、**2030年までに、農地・草地におけるCO₂吸収量を倍増**。

1 施設園芸の化石燃料からの脱却・廃プラリサイクル

これまでの化石燃料に依存した園芸から脱却して、バイオマスや廃熱などを活用したゼロエミッション型施設を実現する。

目標達成に向けた技術開発

- 暖房器具
・高速加温型ヒートポンプ
- ・自然冷熱や産業廃熱等の超高効率な蓄熱・移送技術
- ・バイオマスを活用した加温装置や蓄熱装置の精密な放熱制御技術
- プラ
・透過性が高く温室に活用できる太陽光発電システム
- ・耐久性の高い生分解性フィルム（マルチに加え、施設で使用可）



目標達成に向けた環境・体制整備

- 暖房器具
・新技術の低コスト化に向けた現場実証
- ・補助事業におけるハイブリッド施設やゼロエミッション型施設の優遇からスタートして最終的には化石燃料を使用する施設を対象外にするなどして誘導
- ・廃プラペレットや木質バイオマス等の熱源安定供給体制の確立
- ・廃熱発生工場等で発生する廃熱とCO₂を利用することにより、園芸施設における化石燃料の使用削減とCO₂の有効活用を推進
- ・最終的には農業用A重油の免税・還付措置の廃止
- プラ
・太陽光発電システムや生分解性フィルムの現場実証

2 農機の電化・水素化・脱炭素燃料化

新たに販売される主要な農業機械について、蓄電池・燃料電池、水素燃料・合成燃料等のイノベーションや作業体系そのものの見直しにより、ゼロエミッション化を実現する。

目標達成に向けた技術開発

- ・蓄電池・燃料電池の小型化・強靱化・低価格化
〔現在の蓄電池は、13馬力1時間作業可で、160kg・260万円（試算）
→ 無充電1日作業可・農機に搭載可能な大きさ・経済的な価格〕
- ・水素燃料・脱炭素燃料の開発
〔脱炭素燃料：生物由来のバイオ燃料や、CO₂と水素から作られるe-fuel〕
- ・電力等に対応した農機・作業機の開発
〔上記動力に対応した農業機械の構造の構築等〕
- ・超小型農機の開発と作業体系の確立
〔化石燃料を使用する中大型機械体系から電力駆動する超小型機械体系への転換等〕

目標達成に向けた環境・体制整備

- ・補助事業における電動農機等の優遇からスタートして、最終的には化石燃料を使用する農機を対象外にするなどして誘導
- ・充電施設等の整備（事務所・ほ場周辺等、営農型太陽光発電とも連携）
- ・蓄電池等の充電・交換・シェアリング等のサービス体制の整備

みどりの食料システム法※のポイント

※ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号、令和4年7月1日施行）

制度の趣旨

みどりの食料システムの実現 ⇒ 農林漁業・食品産業の持続的発展、食料の安定供給の確保

みどりの食料システムに関する基本理念

- 生産者、事業者、消費者等の連携
- 技術の開発・活用
- 円滑な食品流通の確保 等

関係者の役割の明確化

- 国・地方公共団体の責務（施策の策定・実施）
- 生産者・事業者、消費者の努力

国が講ずべき施策

- 関係者の理解の増進
- 技術開発・普及の促進
- 環境負荷低減に資する調達・生産・流通・消費の促進
- 環境負荷低減の取組の見える化 等

基本方針（国）

協議 ↑ ↓ 同意

基本計画（都道府県・市町村）

申請 ↑ ↓ 認定

申請 ↑ ↓ 認定

環境負荷低減に取り組む生産者

生産者やモデル地区の環境負荷低減を図る取組に関する計画
（環境負荷低減事業活動実施計画等）

※環境負荷低減：土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減、温室効果ガスの排出量削減 等

新技術の提供等を行う事業者

生産者だけでは解決しがたい技術開発や市場拡大等、機械・資材メーカー、支援サービス事業者、食品事業者等の取組に関する計画
（基盤確立事業実施計画）

【支援措置】

- 必要な設備等への資金繰り支援（農業改良資金等の償還期間の延長（10年→12年）等）
- 行政手続のワンストップ化*（農地転用許可手続、補助金等交付財産の目的外使用承認等）
- 有機農業の栽培管理に関する地域の取決めの促進*

【支援措置】

- 必要な設備等への資金繰り支援（食品流通改善資金の特例）
- 行政手続のワンストップ化（農地転用許可手続、補助金等交付財産の目的外使用承認）
- 病虫害抵抗性に優れた品種開発の促進（新品種の出願料等の減免）

*モデル地区に対する支援措置

- みどりの食料システム法の計画認定を受けることで、各種補助金での採択ポイントの加算などのメリット措置を受けられます。
- 上記の計画制度に合わせて、必要な機械・施設等に対する投資促進税制、機械・資材メーカー向けの日本公庫資金を措置

みどりの食料システム法※に基づく認定制度の全体像

※ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年7月1日施行）

基本方針（農林水産大臣）

協議 ↑ ↓ 同意（農林水産大臣）

基本計画（都道府県・市町村）

特定区域内（モデル地区）

申請 ↑ ↓ 認定（都道府県）

申請 ↑ ↓ 計画認定（都道府県）
協定認可（市町村）

申請 ↑ ↓ 認定（農林水産大臣 + 事業所管大臣）

環境負荷低減に取り組む生産者

環境負荷低減事業活動実施計画

生産者の環境負荷低減を図る取組に関する計画

【取組類型】 ※③～⑦は告示

- ①土づくり+化学肥料・化学農薬の使用低減
- ②温室効果ガス削減
- ③水耕栽培+化学肥料・化学農薬の使用低減
- ④窒素・リンの流出抑制に資する飼料投与等
- ⑤バイオ炭の農地施用
- ⑥プラスチックゴミの排出等抑制
- ⑦化学肥料・化学農薬の使用低減+生物多様性

【支援措置】

- 必要な設備等への無利子・低利融資（農業改良資金等の償還期間の延長（10年→12年）等）
- みどり投資促進税制による特別償却（化学肥料・化学農薬の使用低減の取組に限定）

特定区域内（モデル地区）

特定環境負荷低減事業活動実施計画

地域ぐるみ（原則複数の生産者）で行う先進的な取組に関する計画

【取組類型】 ※告示

- ①有機農業による生産活動
- ②廃熱等地域資源活用による温室効果ガス削減
- ③先端技術の活用による環境負荷の低減

【支援措置】

- 左記の融資・税制措置に加えて、
- 行政手続のワンストップ化（農地利用許可、補助金等交付財産の目的外使用承認等）

特定区域内（モデル地区）

有機農業の栽培管理協定

地域の農業者による栽培管理の取決め（協定）
【効果】協定の承継効、農用地区域への編入要請

新技術の提供等を行う事業者

基盤確立事業実施計画

生産者だけでは解決しがたい技術開発や市場拡大等、機械・資材メーカー、支援サービス事業者、食品事業者等の取組に関する計画

【取組類型】

- ①先端技術の研究開発・実証
- ②新品種の育成
- ③機械又は資材の生産・販売
- ④機械のリース・レンタル
- ⑤新商品の開発、生産又は需要開拓
- ⑥流通の合理化

【支援措置】

- 必要な設備等への低利融資（食品流通改善資金、新事業活動促進資金）
- みどり投資促進税制による特別償却（化学肥料・化学農薬に代替する資材の供給に限定）
- 行政手続のワンストップ化（農地利用許可、補助金等交付財産の目的外使用承認等）
- 病虫害抵抗性に優れた品種開発の促進（出願料・登録料の額を3/4軽減）

主な支援措置一覧

【環境負荷低減事業活動】

対象者	融資	税制
農業者	農業改良資金	みどり投資促進税制 ※化学肥料・化学農薬の使用低減に取り組む場合に限る ※対象機械は、 基盤確立事業実施計画の認定を受けた事業者が製造し、国の確認を受けたもの に限る
	畜産経営環境調和推進資金	
林業者	林業・木材産業改善資金	
漁業者	沿岸漁業改善資金	

【基盤確立事業】

対象者	融資	税制
機械メーカー	新事業活動促進資金 ※中小企業に限る	
支援サービス事業者 (機械のリース・レンタル)	新事業活動促進資金 ※中小企業に限る	
資材メーカー等	新事業活動促進資金 ※中小企業に限る	みどり投資促進税制 ※化学肥料又は化学農薬に代替する資材の製造に限る (例：混合堆肥複合肥料、ペレット堆肥、生物農薬 等)
食品事業者	食品流通改善資金 ※中小企業に限る	みどり投資促進税制 ※化学肥料又は化学農薬に代替する資材の製造に限る (例：食品残渣を活用した堆肥 等)

みどりの食料システム法の運用状況

みどりの食料システム法 施行（令和4年7月1日） 施行令・施行規則等も施行

国の基本方針 公表（令和4年9月15日）

告示・事務処理要領・申請書様式、ガイドライン等も併せて公表

○ **令和4年度中に全都道府県で基本計画が作成**

令和5年度から都道府県による
**環境負荷低減事業活動に取り組む
農林漁業者の計画認定が本格的にスタート**

○ **46道府県で計19,000以上の経営体を認定**
(令和6年11月末時点)

○ **24道県53区域で特定区域を設定**
特定計画が2県3区域で認定

○ **有機農業を促進するための栽培管理協定が
茨城県常陸大宮市で締結**
(令和6年12月時点)

生産現場の環境負荷低減を効果的に進めるため、
現場の農業者のニーズも踏まえ、
**環境負荷低減に役立つ技術の普及拡大等
を図る事業者の計画を認定**



リモコン草刈機の普及



可変施肥田植機の普及



堆肥散布機の普及

○ **86の事業者を認定**（令和6年12月時点）

引き続き、農林漁業者・事業者の計画認定を拡大するとともに、みどり投資促進
税制、融資の特例、予算事業の優先採択等により、環境負荷低減の取組を推進。

基盤確立事業実施計画の認定スキーム

- 主務大臣は、機械・資材メーカーや食品事業者等が作成する基盤確立事業実施計画を認定し、認定された計画に基づく取組を各種特例措置により支援。

基盤確立事業とは・・・（法第2条第5項）

農林漁業由来の環境負荷の低減を図るために行う取組の基盤を確立するために行う事業
(①～⑥)

国（主務大臣）

計画認定の申請 ↑ ↓ 認定

事業者

〈基盤確立事業実施計画を作成〉

- ① 先端的技術の研究開発及び成果の移転の促進
- ② 新品種の育成
- ③ 資材又は機械の生産・販売
- ④ 機械類のリース・レンタル
- ⑤ 環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物を不可欠な原料として用いて行う新商品の開発、生産又は需要開拓
- ⑥ 環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物の流通の合理化

（地方農政局を経由して、農林水産省及び関係省庁が協議し、認定を行います。）

主な認定要件

- 1 基本方針に適合し、当該事業を確実に遂行するために適切なものであること
- 2 農林漁業由来の環境負荷の低減の効果の増進又は環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物の付加価値の向上に相当程度寄与するものであること
（事業展開による効果の広域性や、技術の普及状況等を踏まえた先進性等が必要です。）

※生産者向け投資促進税制の対象機械としての確認を受ける場合

（①～③を満たす必要があります。）

- ① 以下のいずれかに該当すること
 - ・化学肥料・化学農薬の使用を低減させる設備等
 - ・化学肥料・化学農薬の使用を低減させる事業活動の安定に不可欠な設備等
- ② 10年以内に販売されたモデルであること
- ③ 農業者の取得価額が100万円以上になると見込まれること

認定者に対する支援措置

- 補助金の採択要件
 - ・みどりハード事業
- 課税の特例（法人税・所得税）
 - (1) 資材メーカー・食品事業者等向け
化学肥料・化学農薬に代替する生産資材の専門の製造施設・設備等の導入に対する投資促進税制（特別償却）
 - (2) 機械メーカー向け（対象は生産者）
生産者が環境負荷低減事業活動に必要な機械を導入する際に投資促進税制が適用（特別償却）
〔販売する設備について、生産者の投資初期の負担を軽減〕
- 補助金等適正化法の特例
 - ・補助金等交付財産の処分（目的外使用等）の制限解除に関する承認手続のワンストップ化
- 農地法の特例
 - ・農地転用許可のワンストップ化
- 種苗法の特例
 - ・品種登録の出願料及び登録料の減免
- 食品等流通法の特例
 - ・日本公庫による長期低利資金の貸付適用
- 中小企業者向け金融支援【非法律事項】
 - ・日本公庫による低利資金
（新事業活動促進資金 特別利率②）の貸付適用
〔機械・資材メーカーによる、環境負荷低減に資する先進的な製品の増産のための設備投資に対する資金繰りを支援〕

※その他、各種補助金での採択ポイントの加算などのメリット措置を受けられます。

- 赤外線のみを一定量反射し、農業用ハウスの急激な温度変化の抑制に役立つ遮熱フィルムは、施設園芸における夏季の高温対策と冬季の燃油使用量の削減の両立に寄与。
- 普及拡大に向け、さまざまな品目・地域での実証や導入事例を踏まえたPR活動の充実等に取り組む。

【主な事業内容】

- 地域の関係機関と連携し、特に冬季の保温対策が重要となる花き類等を中心に実証試験を実施
- 各地の導入事例を活用し、費用対効果も含めた製品PRを強化
- 展示会等への出展を通じて販路開拓

【主たる事業所の所在地】

東京都文京区（オカモト株式会社）

東京都台東区（オカモト化成製品株式会社）

【計画の実施期間】

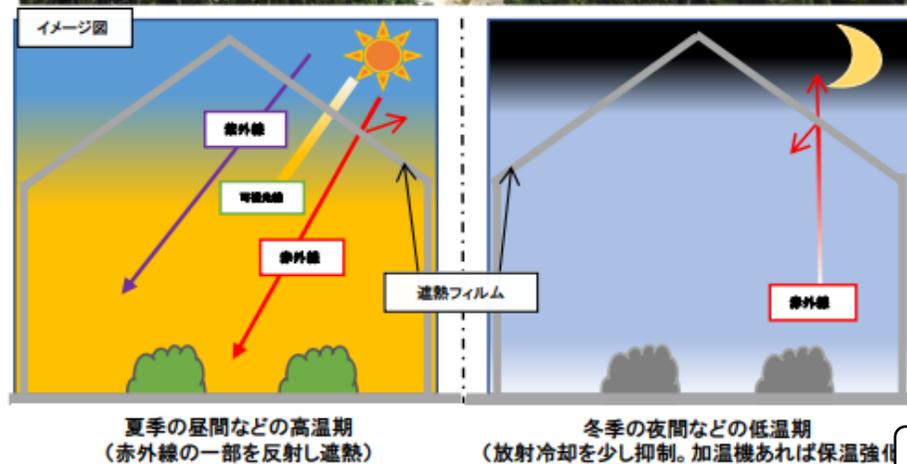
令和5年3月～令和10年3月

【問い合わせ先】

オカモト（株） 農業資材部（03-3817-4171）

オカモト化成製品（株） 農業資材部（03-6803-2013）

農業ハウス用遮熱フィルム



- 独自の縫製加工技術で軽量化・薄肉化を実現した多層断熱被覆資材(布団資材)は、施設園芸用カーテン資材として、高い断熱性と作業性を有し、冷暖房費の削減に貢献。
- 既存品目での販売強化に加え、新たな品目での実証やPR活動等に取り組む。

【主な事業内容】

多層断熱被覆資材(布団資材)の普及拡大により、施設園芸の環境負荷低減に寄与するため。

- 保温と遮熱が重要なシイタケやキクなど、普及しつつある品目に対して販売強化。
- 冬季の保温対策が重要となるピーマン等の品目をターゲットに、JA等と連携して実証試験を実施。
- 展示会等への出展を通じて販路を開拓。

多層断熱被覆資材（布団資材）



断熱効果イメージ



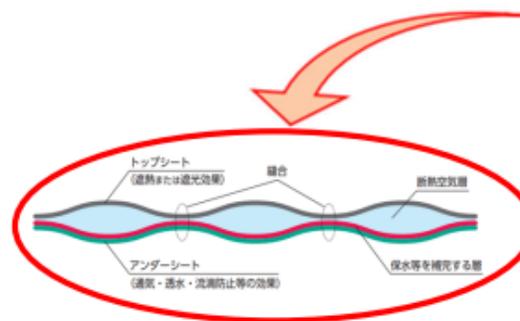
品目：シイタケ 菌床栽培

【主たる事業所の所在地】

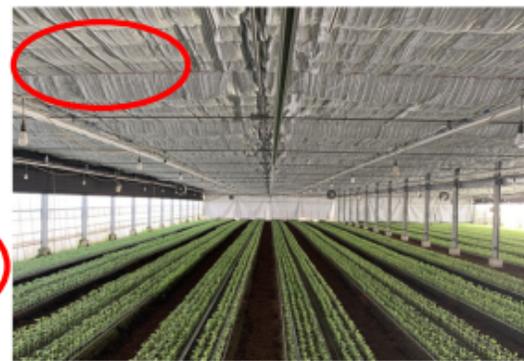
東京都北区

【計画の実施期間】

令和5年8月 ～ 令和10年3月



基本構成



品目：キク シェード栽培

【問い合わせ先】

東京インキ株式会社 加工品営業部 (03-5902-7627)

ひとりでも、グループでも、
環境にやさしい農業に取り組んで



みどり認定

を受けましょう!!

「みどりの食料システム法」に基づき、化学肥料・農薬の使用低減
などに取り組む農業者の認定制度がスタートしています!

認定を受けるメリット

- 設備投資の際の税制優遇が受けられます。
- さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます。
- 日本政策金融公庫の無利子融資等が活用できます。

今後のメリット

環境保全型農業直接支払交付金等は、
令和7年度に見直しを行った上で、令和9年度を目標に、
みどりの食料システム法に基づき認定を受けた農業者による、
先進的な営農活動を支援する仕組みに移行することを検討しています。

(令和6年7月)

みどりの食料システム法の認定を受けてみませんか？

- 農業は、地球温暖化による気候変動などの影響を受けやすい産業です。また、農業自体も、燃料の燃焼による温室効果ガスの発生や化学農業による生物多様性の低下といった環境負荷が生じている側面もあります。
- 今般、このような環境負荷を低減し持続可能な農業の実現に向けて、みどりの食料システム法が施行されました。
- 法律では、環境負荷低減に取り組む農林漁業者の5年間の事業計画を認定し、各種支援措置を講ずることとしています。
 - ✓ 「環境負荷の低減」の取組例
 - ・土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減
 - ・燃油使用低減や水稲中干し期間延長等、温室効果ガスの排出削減
 - ・バイオ炭の農地施用 ・農業用プラスチックの排出削減 など



みどり認定を受けるメリット

メリット① 設備投資の際の所得税・法人税が優遇されます!

- 青色申告を行う農業者の方は、認定を受けた計画に従って化学肥料・化学農薬の使用低減に必要となる設備を導入した場合、次の金額を上乗せして償却できます。(機械など:取得価額×32%、建物など:取得価額×16%)

<税制特例の対象機械>



税制対象一覧
はこちら



水田用除草機



堆肥散布機

特別償却のイメージ

700万円の機械(耐用年数7年)を導入した場合



- ✓ 計画申請と機械導入のタイミングに注意

計画認定前に機械等を取得してしまうと、
税制の適用を受けられません。



メリット② さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます!

対象事業:みどりの食料システム戦略推進交付金、強い農業づくり総合支援交付金、
畜産経営体生産性向上対策、農地利用効率化等支援交付金 など

対象事業はこちら



メリット③ 日本政策金融公庫の無利子融資等の貸付けを受けられます。

申請については、まずはお住まいの都道府県庁に御相談ください!

お問合せ先 農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ
(TEL:03-6744-7186)

(参考) 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の概要

第213回通常国会で成立
令和6年5月29日公布



- 令和6年3月15日に「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案」について閣議決定し、第213回国会に提出。
- 法案においては、**脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進**するため、**基本方針の策定、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施の状況の報告及び公表、再資源化事業等の高度化に係る認定制度の創設等の措置を講ずる。**

基本方針の策定

- ・ 再資源化事業等の高度化を促進するため、国として基本的な方向性を示し、一体的に取組を進めていく必要があることから、環境大臣は、**基本方針を策定し公表**するものとする。

再資源化の促進（底上げ）

- ・ 再資源化事業等の高度化の促進に関する**判断基準の策定・公表**
- ・ 特に**処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施状況の報告・公表**



再資源化の**高度化に**
向けた**全体の底上げ**

再資源化事業等の高度化の促進（引き上げ）

- ・ 再資源化事業等の高度化に係る**国が一括して認定を行う制度を創設**し、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、**廃棄物処理法の廃棄物処分業の許可等の各種許可の手續の特例**を設ける。

※認定の類型（イメージ）

<①事業形態の高度化>

- 製造側が必要とする**質・量の再生材を確保**するため、**広域的な分別収集・再資源化の事業を促進**



例：ペットボトルの水平リサイクル
画像出典：PETボトルリサイクル年次報告書2023（PETボトルリサイクル推進協議会）

<②分離・回収技術の高度化>

- **分離・回収技術の高度化に係る施設設置を促進**



例：ガラスと金属の完全リサイクル



例：使用済み紙おむつリサイクル

画像出典：太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン
使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドライン

<③再資源化工程の高度化>

- 温室効果ガス削減効果を高めるための**高効率な設備導入等**を促進



例：AIを活用した高効率資源循環

画像出典：産業廃棄物処理におけるAI-IoT等の導入事例集

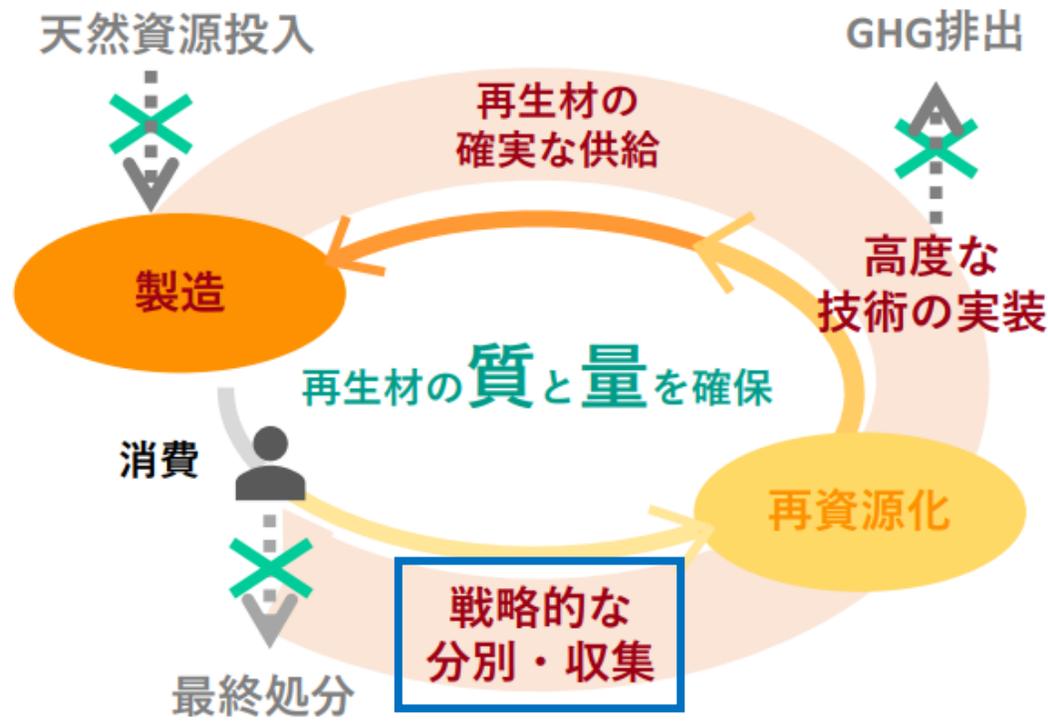
1. 総則 (第1章)

目的

(第1条関係)

- ◆ この法律は、効率的な再資源化の実施、再資源化の生産性の向上等による**温室効果ガスの排出の量の削減の効果が**高い**資源循環の促進**を図るため、**再資源化**のための廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の過程の**高度化を促進**するための措置等を講ずることにより、環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすること。

<高度化のイメージ>



農業生産におけるプラスチック排出抑制対策事業

【令和6年度補正予算額 3,828百万円の内数】

<対策のポイント>

プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）に係る動向を踏まえつつ、プラスチックの更なる使用削減・適正回収・リサイクル等に向けて、①プラスチックの排出抑制に向けた農業分野の計画を策定するための検討会を開催するとともに、②プラスチック代替資材への切替えの検討や、③農業用資材の資源循環利用の推進の取組を支援します。

<政策目標>

プラスチック廃棄物の排出の抑制

<事業の内容>

1. 排出抑制・循環利用に向けた農業分野の計画策定

プラスチックに関する条約に係る動向を踏まえ、農業分野のプラスチック使用削減・適正回収・リサイクル等に係る課題と対応策を整理し、国内計画を策定するための検討会の開催を行います。

2. プラスチック代替資材導入推進事業

紙・生分解性プラスチック等を使用したプラスチック代替資材の導入によるプラスチックの排出抑制の取組を支援します。

- ① プラスチック代替資材の実用化
生分解性の分析、認証取得及び実用化に向けた農業生産現場での実証、現場導入の検討等
- ② プラスチック代替資材の普及のための情報発信
マルチ等の農業資材の情報を収集し、認証取得、活用事例等を発信

3. 農業用資材の資源循環利用推進事業

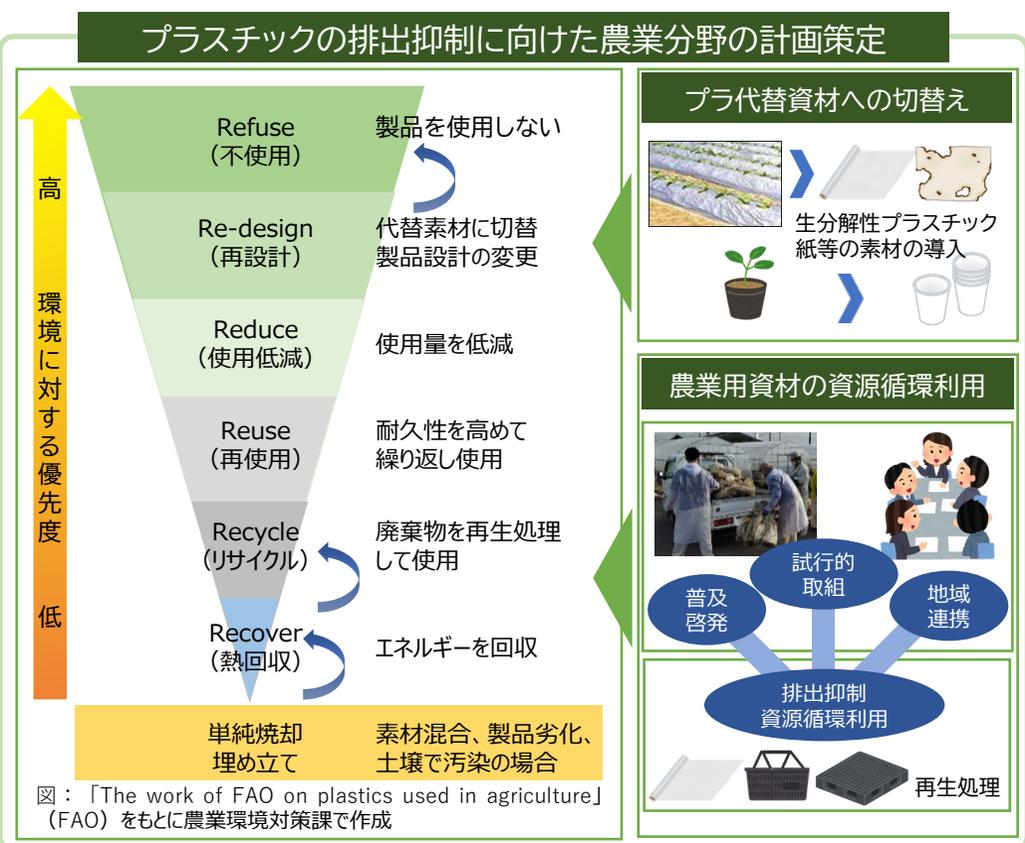
農業由来廃プラスチックの排出抑制や資源循環利用の推進に向け、以下の取組を実施する意欲的な都道府県協議会・市町村協議会等を支援します。

- ① 生分解性マルチや中長期展張フィルムの活用等の廃プラスチックの排出抑制につながる取組促進のための研修や広報等の普及啓発
- ② 現状で取り組んでいないリサイクル方法(マテリアルリサイクル・ケミカルリサイクル等)への転換に向けた検討会の開催やリサイクル事業者と連携した廃棄物処理や再資源化処理の試行的な取組

<事業の流れ>



<事業イメージ>



図：「The work of FAO on plastics used in agriculture」(FAO) をもとに農業環境対策課で作成

【お問い合わせ先】 (1, 2の事業) 農産局農業環境対策課 (03-3502-5956) (3の事業) 園芸作物課 (03-3593-6496)

事業実施主体、事業内容、交付額等

<事業実施主体>

- ① 農業由来の廃プラスチック処理に関わる都道府県協議会
- ② 農業由来の廃プラスチック処理に関わる市町村協議会
- ③ その他の協議会

※③が事業主体となる場合、①又は②を必須の構成員とする。

なお、都道府県、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、民間事業者(資材メーカー、プラスチック処理業者等)等、必要に応じて構成員になることができる。

<事業内容、交付額等>

事業内容	交付額、交付率
① 廃プラスチックの排出抑制につながる取組に資する研修及び普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> ● 廃プラスチックの排出抑制や資源循環利用に向けた課題の抽出や分析、対応策の検討を行うための有識者を交えた検討会や研修会の開催 ● 生分解性マルチや中長期展張フィルムの活用・導入、適正処理等に関する農業者向けの広報、セミナー開催等による普及啓発 	1事業者あたり 上限150万円、 定額
② 廃プラスチックの新たなリサイクル方法への転換に向けた試行的な取組 <ul style="list-style-type: none"> ● <u>新たなリサイクル方法への転換</u>に向けた検討会の開催 ● <u>リサイクル事業者等と連携した廃棄物処理や再資源化処理</u>の試行的な取組 	1事業者あたり 上限800万円、 定額

農業生産におけるプラスチック排出抑制対策事業のうち

農業用資材の資源循環利用推進事業

主な交付対象経費と事業活用例（イメージ）

- ① 廃プラスチックの排出抑制につながる取組に資する
研修及び普及啓発

【事業活用例①】生分解性マルチの普及啓発



我が協議会管内では露地野菜生産が盛んで、マルチの使用量が多い。
また、労働力不足も問題となっており、マルチ使用後の回収作業が大変といった声も出ている。
生分解性マルチを導入することで廃棄物の排出抑制や省力化に繋がられるため、協議会管内での**生分解性マルチの普及啓発**を行いたい。

取組内容

検討会や研修会の開催（協議会内）

- 優良事例調査（視察等）
- 資材メーカー等の有識者を招へいしての研修会の開催
- 今後の普及方針検討会（推進する品目、部会、生産者等の検討）



広報、セミナー開催等による普及啓発（農業者向け）

- 生分解性マルチ導入に向けてのチラシ等を作成し、広報を実施。
- 生分解性マルチの知見を深めるセミナー開催

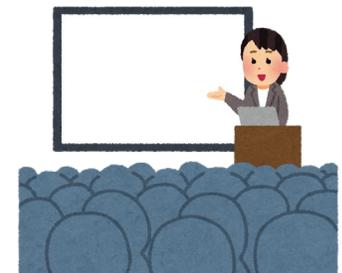


交付対象となる費用

- 優良な取組を行う協議会等への視察費
- 検討会・研修会に有識者を招へいする費用
- チラシ作成や広報にかかる費用
- セミナー開催等に必要な会場費 等



生分解性マルチ



セミナーの開催

【事業活用例②】協議会の適正処理に向けた検討

我が市町村協議会（都道府県協議会）の回収率は非常に低いものとなっている。
また、処理方法も埋立・焼却処理が主流となっている。
課題の掘り起こしや有識者を交えた検討会等の開催により、対応策を見つけ出し、回収率の増加や分別の徹底等の**協議会の適正処理に向けて**、改善を図りたい！



取組内容

検討会や研修会の開催（協議会内）

- 優良事例調査（視察等）
- 生産現場や協議会における課題の掘り起こし（抽出、分析）
- 有識者(アドバイザー)を交えた検討会・研修会の開催による対応策の検討



広報、セミナー開催等による普及啓発（農業者向け）

- 適正処理（協議会への排出、分別の徹底等）に向けてのチラシ等を作成し、広報を実施。
- 農業者の適正処理意識向上のためのセミナー開催



交付対象となる費用

- 優良な取組を行う協議会等への視察費
- 検討会・研修会に有識者を招へいする費用
- チラシ作成や広報にかかる費用
- セミナー開催等に必要な会場費 等



検討会の開催



チラシ等による広報



協議会での回収

農業生産におけるプラスチック排出抑制対策事業のうち

農業用資材の資源循環利用推進事業

主な交付対象経費と事業活用例（イメージ）

② 廃プラスチックの新たなリサイクル方法への
転換に向けた試行的な取組

【事業活用例③】新たなリサイクル方法の実証



市町村協議会（都道府県協議会）での廃農ポリ処理は、現状熱回収や埋立を行っているが、資源循環利用に向けて、**新たなリサイクル方法（マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル等）を実証・検討したい！**

取組内容

検討会の開催

- 実証内容の検討
- 実証先（リサイクル事業者）の選定
- 実証後の成果・課題等のまとめ



試行的な取組

- 新たなリサイクル方法（マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル等）の実証



交付対象となる費用

- 検討会開催にかかる費用
- 実証先への調査旅費
- 実証にかかる廃棄物運搬費、処理費
- 実証結果の分析費 等



試行的な取組事例

【R6年度】

(株)レゾナック川崎工場(神奈川県)での廃農ポリのケミカルリサイクル処理(ガス化)の実現性を検討するため、茨城県から運搬・処理を実施。運搬費も考慮しながら、採算が合うか試算中。

【事業活用例④】廃農ポリの破碎・洗浄によるリサイクル可能性の検討

我が協議会では、マルチ等で使用される廃農ポリは土泥の汚れがあることで、マテリアルリサイクルやケミカルリサイクルが難しく、埋立・焼却処理を行っている。

洗浄を行っているリサイクル事業者での実証を行い、マテリアルリサイクル等に繋がられるか検討したい！



取組内容

検討会の開催

- 実証内容の検討
- 実証先（リサイクル事業者）の選定
- 実証後の成果・課題等のまとめ



試行的な取組

- 廃農ポリの破碎・洗浄試験
- 破碎・洗浄物のペレット化等を行うことで、マルチやパレット、買い物かご等に再生



交付対象となる費用

- 検討会開催にかかる費用
- 実証先への調査旅費
- 実証にかかる廃棄物運搬費、処理費
- 実証結果の分析費 等



マルチ等で使用されている農ポリ



洗浄脱水後の農ポリ



廃農ポリの再生利用

【事業活用例⑤】広域運搬処理の検討



遠方ではあるが資源循環に取り組む優良な候補先(リサイクル事業者)がある。トラックの帰り便の有効活用を含めて、実際に**広域運搬処理**を行い、**採算が合うか含めて検証**したい。

取組内容

検討会の開催

- 実証内容の検討
- 実証先（リサイクル事業者）の選定
- 実証後の成果・課題等のまとめ



試行的な取組

- 広域運搬処理の実証
- 広域運搬処理にかかる費用試算、分析



交付対象となる費用

- 検討会開催にかかる費用
- 実証先への調査旅費
- 実証にかかる廃棄物運搬費、処理費
- 実証結果の分析費 等



広域運搬処理の取組事例

栃木県内の一部地域において、排出された廃農ビは県内で中間処理（圧縮梱包）後、高知県の最終処理業者へ運搬、再生処理されている。



事業開始までの流れ（農業用資材の資源循環利用推進事業）

公募

事業実施主体は、事業を活用して取り組みたい内容を協議会内で調整した上で課題提案書等を作成し、地方農政局等に提出します。（北海道にあつては農林水産省、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局）



選定審査、開札

選定審査委員会において審査を実施し、予算の範囲内で補助金交付候補者を選定します。



予算配分・割当

予算の範囲内で、要望額に相当する額を地方農政局等ごとに合計し、その金額等を地方農政局等に通知します。



交付申請

事業実施主体は、地方農政局等からの割当内示の通知後に、地方農政局等に指定された期日までに交付申請書を提出します。



交付決定



事業開始

事業実施主体は、地方農政局等からの交付決定の通知後に事業を開始することができます。



事業に関する問合せ先（農業用資材の資源循環利用推進事業）

② 公募や事業申請について知りたい

事業を実施する都道府県を所管する地方農政局等にお問合せください。

※北海道にあっては農林水産省 農産局 園芸作物課

※沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局

② 事業全般について知りたい

農林水産省 農産局

園芸作物課 施設園芸対策班

☎ 03-3593-6496（直通）

② 事業を実施するに当たって聞きたいことがある

事業を実施する都道府県を所管する地方農政局等にお問合せください。

農林水産省

農産局 園芸作物課（※北海道で実施する場合）

☎ 03-3593-6496

東北農政局

生産部 園芸特産課

☎022-263-1111（代表）
（内線4396）

関東農政局

生産部 園芸特産課

☎ 048-740-0388（直通）

北陸農政局

生産部 園芸特産課

☎ 076-232-4314（直通）

東海農政局

生産部 園芸特産課

☎ 052-223-4624（直通）

近畿農政局

生産部 園芸特産課

☎ 075-414-9023（直通）

中国四国農政局

生産部 園芸特産課

☎ 086-224-9413（直通）

九州農政局

生産部 園芸特産課

☎ 096-300-6261（直通）

内閣府沖縄総合事務局

農林水産部 生産振興課

☎ 098-866-1653（直通）